

★「津山市議会議会構成に関する申し合わせ」の説明

2009年9月につくりました「津山市議会役員構成について」の覚書ですが、その内容の要旨を紹介しておきます。

★津山市議会の正副議長など「役員選考」について下記をお互いが尊重して、市民の市議会への信頼に応え、開かれた議会づくり、議会の機能強化、活性化などに役立てることとする。

① 任期 →正副議長以下全ての役職を2年交代とする。

② 議員会議 →役員選考にあたり、選挙後の最初の議会においては、議員互選による「座長」を選ぶまでは「議会事務局長」の招集及び司会により、また、2年交代時においては、議長の招集及び運営で、全議員の参加のもと下記の要領により「議員会議」を必ず行い、申し合わせ事項の説明、確認をすること。

イ、改選時は、初顔合わせの機会に「議員会議」を行う。

ロ、任期の中間時には、臨時市議会の日程を定める時に「議員会議」を行う。

ハ、正式な臨時会の日程が決定されたら、本会議開催までに、会派代表者会議又は「議員会議」を再度開催し、協議する。

③ 正副議長及び監査委員の選出については

会派代表者会議又は議員会議において、原則として一定の経験（四期以上）をもつ議員の中から、議長候補者（推薦者）を指名し、全議員（会派代表者）で、下記を基準として、協議・話し合いで決める。ただし、合併前の町村議員歴も議員任期数に加算する。補欠選挙で任期途中の就任も1期と換算する。

イ、最大会派（政策集団・グループ）から出された議長候補者を全員で「尊重」するが、その「指名された議員に異議」がある場合も、協議・話し合いで決める。合意に至らない場合は、選挙もありうる。

ロ、最大会派は、正副議長を独占しない。副議長は、原則として一定の経験（三期以上）をもつ議員の中から指名する。

ハ、監査委員については別途協議する。同一任期中は、同一役職に再任しない。

④ 議会運営委員会

議会運営委員会の委員長は、最大会派において、原則として一定の経験（三期以上）をもつ議員の中から選出された者とする。議会運営委員会の副委員長は、その他の会派及び個人において、原則として一定の経験（二期以上）をもつ議員の中から選出された者とする。

⑤ 常任委員会

(ア)、正副委員長

常任委員会の正副委員長は、原則として一定の経験（二期以上）者の中から、会派の構成人数による「比例配分」（無所属の議員も考慮する）を基本として、総務文教・厚生・産業・建設水道の中から、「希望の委員会と委員長候補者」を会派から指名し、選考にあたる。ただし、正副議長経験者は、委員長に指名しない。

【付則】

1. 建設水道委員長には、建設水道関係の事業所に二親等以内の親族が属する議員は就任しない。
2. 各常任委員会委員長には、その委員会の担当する事業に関わる組織に属する議員は就任できない。

(イ)、常任委員会の所属

各議員の常任委員会の所属は、事前に議員の所属希望を書面にて提出させ、可能な限り本人の希望を優先して、協議・話し合いで決める。希望者が、委員会の定数を超えた場合は、

- ①同一会派から複数の議員が同一委員会へ所属することをなくする。
- ②過去の委員会所属の経過などを参考とし、原則として同一議員が、同一委員会へ連続し

て所属しないこと。議員期数に合わせて、様々な委員会を経験することができることを考慮し、本人の了解の下に変更する。

⑥ 特別委員会

特別委員会の正副委員長は、特別委員会委員の中で互選する。特別委員会を設置する時は、その時点での「全ての会派（2人会派以上）」が入れる人数を定数として、会派を代表する形で構成する。無所属の議員も本人の希望などを参考に配置することもありうる。議会事務局次長が、朗読で説明しました。

※これに対して、新人議員さんから、2年交代とはどんな意味か、とか、議長は4期でなくてもよいのではないか、などの意見が出され、基本的には、今回は「この覚え書き」をもとにする。新しいていあんは、2年後までに検討する、という方向で確認をされました・・・

そして、9日（月）に、会派代表者会議を、最年長議員をふくめて開催して、臨時市議会の運営、議会構成などについて協議することとしました。